

土佐西南大規模公園における津波防災対応及び避難場所としての利用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、気象庁から高知県沿岸に津波注意報又は津波警報が発表されたときに、高知県幡多土木事務所（以下「甲」という。）と四万十市（以下「乙」という。）が緊密に連携し、土佐西南大規模公園（以下「公園」という。）の津波防災対応を迅速に実施すること及び南海地震等の大規模災害が発生した場合に、公園内の施設を乙が避難所として利用することについて定める。

(津波防災対応)

第2条 甲及び乙は、「土佐西南大規模公園における津波防災対応マニュアル」を制定するとともに、津波防災に必要な対策を実施するものとする。

(避難所の指定)

第3条 甲は、乙が公園内の次の施設について避難所（一時避難施設及び収容避難所）として指定することに同意する。また、甲は、乙から、避難所としての利用に際し、公園に配備してある用具等の貸与要望があったときは、支障のない限り同意するものとする。

(1) 多目的棟

(2) キャンプサイト

(避難所の管理運営及び経費の負担等)

第4条 避難所の管理運営は乙の責任で行うとともに、その経費は乙の負担とする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

平成23年10月6日

甲 高知県幡多土木事務所長

乙 四万十市長

◎土佐西南大規模公園における津波防災対応マニュアル（3は4の南海地震の発生の場合を除く。）

区 分		1 津波注意報	2 津波警報（津波）	3 津波警報（大津波）	4 南海地震の発生
A 高知県 幡多土木事務所		・指定管理者及び都市公園法に基づく許可を受けた施設管理者に情報提供を行う。また、当対応マニュアルに沿った対応を行っているか確認し、必要に応じて対応を指示する。 ・指定管理者が行う道路封鎖等を支援する。			・「高知県南海地震応急対策活動計画」に基づき行動
B 四万十市 黒潮町 各消防署		・海岸等で広報車等による注意喚起を実施	（左に加え） ・避難勧告の発令（自主避難の呼び掛け）	（左に加え） ・避難指示の発令 ・避難誘導の実施	・避難指示の発令 ・避難誘導の実施
C 指定管理者及び都市公園法に基づく許可を受けた施設管理者（共通事項）		・施設利用者に、情報提供（津波警報等、避難指示等）や注意喚起、避難の呼び掛けを行う。 [海岸に近付かないこと。] [海岸から離れ、高台（避難所等）に避難すること。]			・施設利用者に高台への避難の呼び掛け ・高台で避難支援
指定管理者	①中村地区	・平野海岸及び双海海岸で、ハンドマイクによる注意喚起を実施 （左に加え） ・平野、双海駐車場を封鎖			・直ちに高台へ避難する。
	②大方地区	・海岸及び公園内で、ハンドマイクによる注意喚起を実施。 ・大方地区公園管理道を封鎖 → 対応を県警に連絡する。			
		1 県道中村下田ノ口線からの入口（2箇所） 2 スケートボード場角の交差点付近 ・スポーツゾーン施設を閉鎖	1 県道中村下田ノ口線からの入口（2箇所） 2 国道56号からピオスおおがた物産館への入口（2箇所） ・必要な対策を実施後、施設を閉鎖し、順次高台へ避難する。		
大方地区の都市公園法に基づく許可を受けた施設管理者		・施設の閉鎖や高台への避難は自主判断			

*指定管理者の行うハンドマイクによる注意喚起行動及び道路等の封鎖や封鎖の監視について（自身の安全を確保することが重要）

- ・夜間に警報等が発表された場合は、夜明けを待って活動を開始するものとする。
- ・活動は警報等が解除されるまで継続して実施する。ただし、夜間は封鎖のみ継続し、注意喚起行動及び封鎖の監視は行わないものとする。